

片品村と淑徳大学との観光むらづくりに関する連携協定書

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

片品村（以下「甲」という。）と淑徳大学（以下「乙」という。）は、観光むらづくりの推進を目的とした相互の連携について、次のとおり協定を締結する。

令和5年2月6日

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙による連携を通じて、相互に人的資源や地域における観光資源等を活用し、観光むらづくりの推進を担う人材の育成に寄与することを目的とする。

（甲）

群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3

片品村長 梅澤 志洋

署名



（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 甲における地方創生の推進に関すること。
- (2) 観光むらづくりに資する人材の育成に関すること。
- (3) 甲における乙の教育活動の実施に関すること。
- (4) 観光むらづくり・地方創生の推進に資する協働事業に関すること。
- (5) 観光むらづくり・地方創生に資する共同研究に関すること。
- (6) 人的交流や研究交流、関係人口の増大に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（乙）

千葉県千葉市中央区大巣寺町200

淑徳大学学長 山口 光治

署名



（連携の推進）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の連携に当たっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な処置を講ずるものとする。

2 前条に掲げる事項の連携を円滑に推進するため、甲と乙の双方に連携窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の2か月前までに、甲又は乙から改廃の申出のないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して決定するものとする。